

自動車税

県税のしおり
令和8年度

自動車(軽自動車を除きます。)を所有している人に課される税金です。

● 納める人

自動車(軽自動車を除きます。)を所有している人です。ただし、割賦で購入した自動車で売主が所有権を留保している場合は買主に課税されます。

年度途中で名義変更や他県ナンバーに変更した場合は、その年度分は4月1日現在の所有者に自動車税が課税されます。新しい所有者は翌年度分から自動車税が課税されます。

● 申告と納税

毎年4月1日現在に自動車を所有している人が、5月31日までに納めます。ただし、年度途中で自動車(新規登録車)を所有することとなった場合は、登録のときに申告し、月割りで納めます。

● 自動車税グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする(重課)特例措置(自動車税のグリーン化税制)を講じています。

1. 環境負荷の小さい自動車(自動車税が「軽課」となるもの)

令和7年4月1日から令和10年3月31日までに、新車で新規に登録された次の自動車は、登録の翌年度のみ自動車税が安くなります。

対象自動車		税率
電気自動車・燃料電池自動車		通常の税率より 概ね 75%軽課
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車	平成 30 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年又は平成 22 年排出ガス基準 NOx10%低減	
ガソリン車・LPG車 (令和7年度中に取得した 営業用乗用車に限る。)	平成 30 年排出ガス基準 50%低減 車 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減車で次の燃費基準を満た した自動車	
クリーンディーゼル車 (令和7年度中に取得した 営業用乗用車に限る。)	平成 30 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年排出ガス基準適合車で 次の燃費基準を満たした自動車	

※ 新車で新規に登録する際に月割りで納付する当該年度の自動車税については、安くなりません。

2. 環境負荷の大きい自動車(自動車税が「重課」となるもの)

新車で新規に登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税が高くなります。

区分	対象自動車	税率	
		・乗用車 ・三輪の小型自動車 ・キャンピング車	・トラック、バス ・特種用途車(キャン ピング車を除く。)
ガソリン車 LPG車	新車新規登録の日から 13 年を経過 …平成25年3月31日までに新車新規 登録された自動車	通常の税率より 概ね 15%重課	通常の税率より 概ね 10%重課
ディーゼル車	新車新規登録の日から 11 年を経過 …平成27年3月31日までに新車新規 登録された自動車		

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課対象から除外されます。

※ 中古車の状態で輸入される自動車については、自動車検査証上の新車新規登録年月により経過期間を算定します。

※ 重課対象自動車を新規登録した場合、月割りで納付する自動車税についても重課対象となります。

● 納める額（一部抜粋）

自動車の税額は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて定められています。

《自家用乗用車》

区 分	年 税 額 (円)			
	令和元年10月1日以後に 初回新規登録		令和元年9月30日以前に 初回新規登録	
	通常の税額	75%軽課	通常の税額	重 課 [※]
総排気量 1.0ℓ以下・電気自動車	25,000	6,500	29,500	33,900
〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	8,000	34,500	39,600
〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000	9,000	39,500	45,400
〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	11,000	45,000	51,700
〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000	12,500	51,000	58,600
〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000	14,500	58,000	66,700
〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500	16,500	66,500	76,400
〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500	19,000	76,500	87,900
〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000	22,000	88,000	101,200
〃 6.0ℓ超	110,000	27,500	111,000	127,600

《自家用トラック》

区 分	年 税 額 (円)		
	通常の税額	75%軽課	重 課 [※]
最大積載量1t以下	8,000	2,000	8,800
〃 1t超2t以下	11,500	3,000	12,600
〃 2t超3t以下	16,000	4,000	17,600
〃 3t超4t以下	20,500	5,500	22,500

《営業用乗用車・トラック》

区 分		年 税 額 (円)		
		通常の税額	75%軽課	重 課 [※]
乗 用 車	総排気量 1.0ℓ以下	7,500	2,000	8,600
	〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	2,500	9,700
	〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	9,500	2,500	10,900
	〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	3,500	15,800
	〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	15,700	4,000	18,000
	〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	4,500	20,500
	〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	20,500	5,500	23,500
	〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	6,000	27,100
ト ラ ク	最大積載量1t以下	6,500	2,000	7,100
	〃 1t超2t以下	9,000	2,500	9,900
	〃 2t超3t以下	12,000	3,000	13,200
	〃 3t超4t以下	15,000	4,000	16,500

※ このほか、バスやキャンピング車、特種用途車などについても、その種類ごとに税額が決められています。

※ 重課対象自動車は、乗用車、三輪の小型自動車、キャンピング車については通常の税率より概ね15%重課、トラック、バス、特種用途車(キャンピング車を除く。)については通常の税率より概ね10%重課となります。

● 減 免

身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者のために使用する自動車で一定の要件に該当する場合は、申請により減免されます。

- ・ 各県税事務所で申請してください。ただし、自動車を取得したときは、西部県税事務所観音庁舎または東部県税事務所松永庁舎で申請してください。なお、申請は、郵送または電子申請により行うこともできます。

詳しくは次の県ホームページをご覧ください。

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 5. 減免について

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



- ・ 申請には身体障害者手帳など、自動車検査証、運転免許証などが必要です。
- ・ 一度減免を受けた自動車は、翌年度以降簡単な手続きで継続して減免を受けることができます。

● 税金の還付

自動車税は、4月1日現在で所有または使用している人に課税されますので、抹消登録された場合は、当該年度分として納付のあった自動車税のうち、月割りにより減額された自動車税が還付されます。

抹消登録から10日以内に県税事務所に口座の届出をしていただいた場合は、お届けのあった口座に還付します(ただし、納税義務者本人の口座に限ります。)

口座の届出は、県税事務所の窓口のほか、電子申請でも受け付けています。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください。

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 7. 還付について

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



● 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

国土交通省と広島県のシステム連携により、自動車税の納付確認が電子化されています。これにより、継続検査時に必要となる納税証明書の提示が省略できます。

ただし、次の場合は納税証明書の提示が必要となります。

- ・ 自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方(納付日からシステム反映までに概ね1週間から10日程度の日数が必要となります。)
- ・ 軽自動車・二輪車の方は、管轄の市役所、町役場へお問い合わせください。
- ・ インターネットによる納税証明書の要否の確認について
令和6年9月から「広島県継続検査用確認システム」の運用を開始しました。
このシステムにより、継続検査又は構造等変更検査時に納税証明書の提示を省略することができます。か否かを、県税事務所に照会することなく確認することができます。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください。

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 6. 納税証明書・継続検査用確認システムについて

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



● 自動車の登録手続き

登録手続きは忘れずに！

次のようなときは、管轄の運輸支局で必ず手続きをしましょう。手続きをしないと自動車税がいつまでも登録名義人に課されるなどのトラブルの原因ともなります。

◎車を売り買いしたとき 《移転登録》

手続きに必要な書類



- 申請書
- 印鑑証明書(新旧両所有者の発行後3ヶ月以内のもの)
- 譲渡証明書
- 自動車保管場所証明書(発行後1ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- 印鑑(新旧両所有者が直接申請する場合は実印)
- 委任状(代理人申請の場合)
- 住民票等(旧所有者が住所を変更している場合)
- 自動車税申告書

◎車の使用をやめたとき 《抹消登録》

手続きに必要な書類



- 申請書
- 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- ナンバープレート
- 委任状(代理人申請の場合)
- 印鑑(所有者が直接申請する場合は実印)
- 住民票等(所有者が住所を変更している場合)

◎住所などが変わったとき 《変更登録》

手続きに必要な書類



- 申請書
- 住民票等(発行後3ヶ月以内のもの)
- 自動車保管場所証明書(発行後1ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- 委任状(代理人申請の場合)
- 自動車税申告書

※ 自動車税申告書にあなたの住所、氏名を書き入れる場合には、団地名、棟屋番号、アパートの名称、同居先等も忘れずに記入しましょう。

※ 自動車の登録には上記の書類が必要ですが、登録手続の内容によっては、他にも必要な書類がありますので、詳しくは中国運輸局広島運輸支局または福山自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

● 車の登録・名義変更・廃車等のお問い合わせ先

中国運輸局広島運輸支局 登録部門 ☎ (050) 5540-2068
福山自動車検査登録事務所 登録部門 ☎ (050) 5540-2069

